

第 2 4 回 軽米町 議会 臨時 会

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 (金)

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 4 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 2 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村		税	君	8番	本田	秀	一	君
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋		隆	君	12番	松浦	満	雄	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢	一	君	
総務課	総括課	長	梅木	勝	彦	君
総務課	企画担当課	長	日山	一	則	君
総務課	総務担当課	長	吉岡		靖	君
健康福祉課	総括課	長	内城	良	子	君
健康福祉課	福祉担当課	長	小笠原	隆	人	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴	子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝	行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳	祐	君

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第24回軽米町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

町長から本日付で報告1件、議案4件の提出がありました。いずれも印刷配布してございますので、朗読は省略いたします。

11月24日午前10時から議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は本日1日間とし、本会議場において審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において3番、江刺家静子君、4番、中村正志君の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

- 議長（松浦満雄君） 日程第3、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提出の説明を求めます。

健康福祉課総括課長、内城良子君。

〔健康福祉課総括課長 内城良子君登壇〕

○健康福祉課総括課長（内城良子君） 報告第1号について申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書の内容でございますが、特別児童扶養手当の受給権失効に係る損害賠償の額の決定及び和解について、本年9月17日に専決処分したものでございます。

和解及び損害賠償の相手方は、専決処分書に記載のとおりでございます。

損害賠償額は21万3,626円であります。

和解の内容は、損害賠償の額を前述の金額とし、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないとするものでございます。

損害賠償の原因につきましては、令和2年9月9日、特別児童扶養手当受給のため相手方より提出のあった請求書類を受領したが、岩手県への請求書進達事務を遅延したことにより、本来受給可能であった令和2年10月から令和3年3月までの6か月分の特別児童扶養手当の受給権を失効させ、相手方へ損害を与えたものであります。

以上、特別児童扶養手当の受給権失効に係る損害賠償の額の決定及び和解についての報告といたします。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中村正志君。

○4番（中村正志君） 内容については特にないのですが、ただ報告の仕方として、専決処分書の中に相手方の氏名、住所が記載されていると。個人情報保護の関係で、果たしてこれは個人情報保護の侵害に当たらないのかなというふうにちょっと私は疑問を感じたので、議会そのものが公開されているものということであれば、これらが全て周知されるものだというふうに思うわけですが、今後もいろいろな場面が出てくるかと思うのですけれども、特に特別児童扶養手当というのは特別な事情を持った家庭というふうに捉えられるのではないかなというふうに感じるのですけれども、この辺のところを、個人情報に関しては非常に慎重な当局が何かこの辺のところまで考えなかったのかなと。この辺、もしそういう個人情報のあれに当たらなければいいのですけれども、その辺のところをどのようにお考えでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） ただいまの専決処分書における個人情報の掲載の仕方についてでございますが、今回は従来どおりの専決処分書という形で掲載をさせていただきました。今中村議員ご指摘のとおり、特別児童扶養手当の受給権の失効というふうな内容等から、今後につきましては、個人情報の部分について再度検討しながら、公開できないものについては伏せるような形で対応したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

○4番（中村正志君） といいますと、今回はこのままということでしょうか。もしかして、この場だけであるのであれば、修正なり、ここは黒塗りにしますよとかというふうなこともあっても別にいいのではないかなと思っておりますけれども、ここで皆さんで統一すればいいのかなど。というのは、後々になって困らないようにする必要があるのでかなというふうに感じますけれども、いかがでしょうか。

〔「休憩をお願いします」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩します。

午前10時09分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の件につきましては、報告という形でお話をさせていただきましたが、損害賠償の額の決定というふうな形でございますが、議案等に提案する場合においても、相手方、賠償請求の相手方及び賠償額等については掲載をするというふうなことで今まで行っているものでございます。これにつきましては、特別児童扶養手当の受給権失効によるということによりまして同様の考えでございますが、損害賠償の額の決定及び和解等につきましては、今後もこのような形で提案をさせていただくというふうなことで考えているところでございます。

○議長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で報告第1号 専決処分事項の報告についてを終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第4、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 議案第1号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、岩手県人事委員会勧告に鑑み、所要の改正をしようとするもので、内容といたしましては、表1項については、期末手当の12月期分の支給割合を、一般職の職員については100分の130から100分の115に、再任用職員については100分の72.5から100分の62.5に改めようとするものでございます。

また、表2項についてでございますが、こちらは令和4年4月1日以降の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を、一般職については100分の115を100分の122.5に、再任用職員につきましては100分の62.5を100分の67.5にそれぞれ改めようとするものでございます。

議案第1号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 一般職の職員となっておりますけれども、再任用職員はここに入っているのでしょうか。

あと一般職の職員は何人いて、もしもこの改正条例が通ったときには、金額的には総額で幾ら減額になるかお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、再任用職員につきましては18名ということで、この中にカウントさせていただきます。差額といたしましては、44万円ほどの差額が生じるというふうな内容となっております。

それから、一般職の職員でございますが、118名、ボーナスの減額前の金額が4,500万円、減額後が3,900万円ということで、差額といたしまして、520万円の差額が生じるものでございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） この後の条例改正にも通じるところなのですからけれども、もしも

この引下げの条例が否決された場合に、人事院勧告による条例ですので、何か応じないということでペナルティーとかはあるのでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

人事院勧告による条例改正が否決になった場合は何かペナルティーがあるかということですが、ペナルティー等は特にございません。いずれ今回の条例改正につきましては、民間の給与と公務員の給与の差が生じているというふうなことから、ボーナスについて、一般職については0.15か月分を減額するというふうな内容でご提案をさせていただいたものでございます。

○議長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 反対。

○議長（松浦満雄君） 反対者の発言を許可します。こちらでどうぞ。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 日本共産党、江刺家静子です。議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対するので、討論をいたします。

11月24日のNHKのニュースに、このようなことがありました。政府は、国家公務員のボーナスについて、人事院の勧告どおり引き下げの一方、経済などへの影響を考慮する必要があるとして、この冬のボーナスに反映させず、来年6月まで引下げを先送りする方針を決めました。人事院は、今年、民間との格差を解消するために0.15か月引き下げよう勧告しましたが、引き下げの方針は決める一方、来月支給するボーナスには反映させず、来年6月まで支給は先送りすることを決め、地方公務員のボーナスについても、国家公務員の取扱いを基本とするよう通知を出した。民間の経済、給与に与える影響を考慮し、来年6月のボーナスで減額調整を行うこととし、地方自治体にも丁寧に情報提供していきたい。このようなニュースがありました。

私は、軽米町の職員の給与の場合、一般職は、ラスパイレス指数が令和2年度は岩手県内で下から2番目だと記憶しております。そして、再任用の職員は、退職後にまた役場の仕事を、先輩としていろいろみんなに、後方支援といいますか、本当に頑張ってくださいと思っています。決して給料は仕事の割には高いとはお世辞にも言えないと思います。

この条例に該当する人数は136人、金額にしておよそ564万円です。これが

引き下げられたことによって、ご本人たちの生活、または軽米町内の経済に対する影響なども考えて、今回のこの条例には反対いたします。

監査委員も、軽米町の職員の人数が少ないということを監査で指摘しておりました。その中で、今回このコロナ禍の中で、ワクチン接種とか、一生懸命頑張ってきた皆さんに対しても、私は引下げをするべきではないということで、この条例に反対いたします。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） これで討論を終わります。

これから議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

したがって、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第5、議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 議案第2号の提案理由を申し上げます。

議案第2号は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。内容といたしましては、表1項については、期末手当の12月期の支給割合を100分の167.5から100分の157.5に改めようとするものでございます。

また、表2項でございますが、こちらは令和4年4月1日以降の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の162.5に改めようとするものでございます。

議案第2号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第6、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 議案第3号につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第3号は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。内容といたしましては、表1項につきましては、期末手当の12月期の支給割合を100分の167.5から100分の157.5に改めようとするものでございます。

また、表2項でございますが、こちらは令和4年4月1日以降の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の162.5に改めようとするものでございます。

議案第3号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第7、議案第4号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

〔総務課総括課長 梅木勝彦君登壇〕

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 議案第4号につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第4号は、会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。内容といたしましては、令和4年4月1日以降の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を、100分の130を100分の122.5に改めようとするものでございます。

議案第4号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

江刺家静子君。

○3番（江刺家静子君） 今回の条例改正に該当になる会計年度任用職員の人数と、その金額をお聞きします。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の給与の改定につきましては、来年4月1日以降の改正ということございまして、現在12月に当てはめたとした場合に対象となる人数と金額につきましてお話をさせていただきます。

対象となる人数は113名でございます。この差額につきましては278万円ほどになってございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 議案第4号について反対の討論をいたします。

この条例改正の対象となる職員、会計年度任用職員は113人、金額が278万円ということでした。1人当たり2万5,000円くらいでしょうか。反対する理由としましては、この会計年度任用職員の中には保育士、介護職員、看護師など、今政府で、賃金が低いということで、具体的に引上げを今始めようとしているところであります。そして、また会計年度任用職員の中には、ごみの収集作業をする方、また体育館やハートフル球場などで直接町民に対していろんなサービスをする職員もいらっしゃいます。一般職の職員と同じように働いておりますが、7時間45分勤務ではなくて、長い人でも、7時間45分であれば労働条件もいいのですが、7時間30分という雇用の仕方もされています。

そして、この方々の合計金額が278万円で、しかもこれが来年の6月のボーナスのときに、その調整、引き下げるということなのですけれども、例えば今年度いっぱい辞める方、また来年新しく採用される方などの関係もあります。今でさえ不安定で、この賃金が低い人たちの分をさらに引き下げるということに対して、本人たちの生活費、また町に対する経済的な影響も考え、この条例に反対するものです。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） これで討論を終わります。

これから議案第4号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。採決は起立によって行います。

議案第4号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

したがって、議案第4号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正

する条例は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第24回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午前10時36分）